

[平成21年 第3回定例会]-[10月07日-05号]-P.222

◎37番(青山圭一) 議会運営委員会に付託となりました請願第70号、住民に開かれた方法で「議会基本条例案」を策定することに関する請願につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。(資料編36ページ参照)

本請願の趣旨は、1つとして、議会改革及び議会基本条例案を策定するに当たり、会議は公開とすること。2つとして、議会改革及び議会基本条例案に関する中間報告について住民への説明を行うこと。3つとして、住民からの提案あるいは要望を今後の議会改革及び議会基本条例案を検討する会議の議論に反映させること。以上の3点であります。

委員会では委員から、1項目め及び2項目めについては、既に条例が議決されている現状では願意を満たすことは困難である。また、3項目めについても、議会のあり方検討プロジェクト—以下プロジェクトといたしますけれども、議論されてきた内容であり、議会運営委員会としては既に決着したものと考えられることから不採択とすべきとの意見がありました。

次に委員から、3項目めの今後の会議での議論については、プロジェクトでも議論してきた内容であり、改めて議論する必要性はなく、議会運営委員会の場では一定の結論が出ている内容であることから不採択とすべきであるとの意見がありました。

次に委員から、議会基本条例が議決されたことが終わりではなく、これからスタートしていくという意味からも、長期的な視点に立ち、会議のあり方について今後の課題として議論していくことととらえて、継続審査とすべきとの意見がありました。

次に委員から、願意についてはプロジェクトでも議論されてきた内容であるが、プロジェクトでは全会一致で議論を進めてきた経緯があり、会議を公開することには至らなかった。したがって、今後の課題として議論していくということから、継続審査とすべきとの意見がありました。

そこで委員会では、各会派の意見の一致が見られないことから、正副委員長が請願提出者と会うこととし、継続審査といたしました。

後日、私と浅野副委員長とで請願提出者と面談し、改めて請願の審査を行いました。初めに私から、請願提出者との面談内容として、請願提出者から、本請願は条例の内容に対するものではなく、条例制定プロセスに対するものである。また、会議の公開、住民への説明責任、住民からの提案、要望の反映を求めるものであることを確認したことを報告した後、委員会での請願の取り扱いについて協議に入りました。

委員会では委員から、議会のあり方検討プロジェクトでは会議は非公開とすることを決定した。プロジェクトで議論した結果、成果をぜひ見ていただきたい。3項目めの願意については、議会としてしっかりと受けとめ、今後議論していくこととして、不採択とすべきとの意見がありました。

次に委員から、プロジェクトでは、請願の内容を受けさまざまな意見を出していただき、条例制定に当たっては議会としてパブリックコメントを実施するなど手続を進めてきた。また、プロジェクトは全会一致で運営することを確認したことから、既に条例が制定されている現状では不採択とせざるを得ないとの意見がありました。

次に委員から、3項目めの市民からの提案、要望を今後の会議の議論に反映させることはしっかりと取り組んでいくことができる。しかし、1、2項目めについては、既に条例

が議決されている状況にあることから、総合的に判断し、不採択とせざるを得ないとの意見がありました。

次に委員から、議会運営委員会で請願を審査したのは基本条例が議決された後であり、議論そのものがしにくい状況であったことから、正副委員長で請願提出者と会うこととなった。議会運営委員会としては、プロジェクトでの審議を見守るとの基本的な姿勢があったことは理解できるが、本請願について何らか議論してもよかったのではないかと考える。今後の会議のあり方や情報提供の工夫など議論できればと考える。しかし、本請願は既に条例が議決されてしまっていることから、不採択とせざるを得ないとの意見がありました。委員会では、審査の結果、請願第70号は全会一致をもって不採択とすべきものと決しました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。(拍手)